

障害者総合支援法に基づく訪問介護事業所（居宅介護等）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長久会が設置する指定訪問介護事業所白水長久苑（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護・重度訪問介護及び同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、さらに日常生活全般に常時の支援を要する利用者に対して比較的長時間にわたり日常生活に生じる様々な介護のために対応するための見守り等の支援、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助（重度訪問介護にあつては外出時の移動中の介護も含む）、または外出時において、利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄及び食事介助その他の利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年大分市条例第40号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第3条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を管理者とする
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
- 2 事業所は、サービスの提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者等の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 「指定訪問介護事業所 白水長久苑」
- (2) 所在地 大分県大分市大字横尾字大原1897番地2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務とする）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 常勤職員 2名以上

サービス提供責任者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画及び同行援護計画（以下「居宅介護等計画」という）を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 7名（常勤職員 1名、非常勤職員 6名）

従業者は、居宅介護等計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 常勤職員 2名（兼務とする）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日等及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日 日曜日から土曜日までとする。（毎日とする）

(4) サービス提供時間 午前7時から午後10時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護等を提供する主たる対象者）

第7条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）

(2) 精神障害者（18歳未満の者を除く）

(3) 知的障害者を除く

(4) 難病等対象者を除く

（居宅介護等の内容）

第8条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護等計画の作成

(2) 居宅介護に関する内容

①身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ その他必要な身体の介護

②家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

③通院等介助に関する内容

医療機関への受診、官公署への手続・相談等

④通院等乗降介助に関する内容

(3) 重度訪問介護に関する内容

身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、

洗濯及び掃除等の家事、外出時の移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(4) 同行援護

視覚障害者に対する散歩、外出、その他必要な援助

(5) (2)、(3)、(4)に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に居宅介護等を受けたときは、当該支給決定障害者等が当該同一の月に受けた居宅介護等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」(以下、法施行令という。)第17条に規定する負担上限月額、又は法施行令第43条の6に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、事業所は、当該居宅介護等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、大分市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した居宅介護等に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により大分県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は大分県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は大分県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長久会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- この規程は、平成20年10月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年6月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年6月1日から施行する。
- この規程は、平成25年11月1日から施行する。
- この規程は、平成27年11月1日から施行する。
- この規程は、平成28年5月1日から施行する。
- この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- この規程は、平成30年11月1日から施行する。
- この規程は、平成30年11月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。